

市町村における地域医療の確保に関する事業等調査結果 (R4.2 北海道 地域医療課調査)

参考資料 1

【設問1】住民等による地域の医療機関等を支えるための取組について  
なし

【設問2】小・中学生又は高校生を対象とする医療体験事業など、将来、地域の医療を担う人材を育成するための取組について

No.	市町村名	実施主体	事業名	協力医療機関名	事業要綱		取組の具体的内容
					年度	対象	
5	江差町	江差高校、江差中学校	インターンシップ、職場体験	佐々木病院、岩坂歯科医院、増永歯科医院、調剤薬局	R1 R2 R3		看護師・歯科医師・ 歯科衛生士・薬剤師 等の業務の見学

【設問3】市町村において、医師や看護師、薬剤師の等医療従事者を旨とする「学生」を対象とした、修学資金(奨学金)貸付事業について

(1) 医師 ※一覧に記載の内容は、内容のごく一部を記したものです。詳細は、各自治体にお問い合わせください。

No.	市町村名	事業名	事業開始(予定)年度	貸付対象	貸付金額	返還免除要件	道など他の奨学金と	
							可否	条件等
1	松前町	松前町医療従事者養成修学資金貸付事業	H11	医師・歯科医師	月額180,000円以内	松前町内で医療に従事した場合において、従事した期間が貸付を受けて修学した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき	可	町長が特別の事情を認めた場合のみ
12	様似町	様似町医療技術者及び保健師等修学資金貸付	H27	医師・歯科医師 人数に制限なし	医師・・・月20万円以内	町内で就業し、就業した年数によって免除(1年につき5分の1を免除し、5年間で全額免除)	可	規程なし
14	新ひだか町	新ひだか町医療技術者等修学資金貸付事業	H24	医師、歯科医師	15万円/月以内 (6年以内で正規の修学年数を限度とする)	医師等の免許を取得し、臨床研修を終了した後(専門医の資格を有するための研修等で町長が必要と認める場合は、その研修を終了した後)1年以内に町内医療機関に勤務し、貸付期間に相当する期間を勤務したとき	可	特になし
25	枝幸町	枝幸町医療技術者等修学資金及び就業一時金貸付事業	H18	医師、歯科医師 人数制限はなし	修学資金 月額15万円 入学支度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内	修学資金～貸付を受けた期間町内で従事したとき 入学支度金、教材購入資金は償還	可	他の奨学金の償還に対して『奨学金償還支援事業』有
26	礼文町	医療技術者等修学資金貸付事業	S44	医学部、歯科医学部生	在学期間 月額15万円以内 入学支度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内	本町において業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸し付けを受けた機関に達した時	可	
27	利尻町	利尻町医療技術者修学資金貸付事業	S43	医師、歯科医師	在学期間 10万円/月以内 入学支度金 20万円/月以内 教材購入費 80万円/月以内	医師免許取得後及び臨床研修終了後1年以内(公的医療機関等の都合により勤務できない場合は2年以内)に町内の公的医療機関等の医師又は歯科医師として勤務し、かつ、引続く在職期間が5年に達したとき。	可	なし
28	利尻富士町	医療技術者等修学資金貸付	S45	医師、歯科医師	在学期間 月額15万円以内 入学支度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内(在学3年目に属する年度の4月末に貸付)	大学の医学部又は歯学部を卒業した日から1年以内に医師又は歯科医師の免許を取得し、当該免許の取得後5年以内に医師又は歯科医師として本町において医療に従事した場合において、その医療に従事した期間が引き続き3年に達したとき。	可	要相談
38	弟子屈町	弟子屈町医師、看護師等修学資金貸付	H4	医師及び歯科医師に予算の範囲内で行う。	月額10万円以内	卒業後1年以内に、町内医療機関等に医師として勤務等し、その在職期間が貸付を受けた期間と同じ月数に12月を加算した月数に達したときに貸付金を免除する。	可	なし
40	別海町	別海町奨学資金支給	S44	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び医療関係技術者、准看護師及び介護福祉士	(1)医師 月額20万円以内 (2)歯科医師 月額10万円以内 (3)保健師、助産師、看護師及び医療関係技術者 月額10万円以内 (4)准看護師及び介護福祉士 月額6万円以内	卒業後5年以上本町の公的機関並びに町内の保険医療機関及び介護保険事業所に就職する	可	

【設問3】市町村において、医師や看護師、薬剤師の等医療従事者を目指す「学生」を対象とした、修学資金(奨学金)貸付事業について

(2) 医師以外

※一覧に記載の内容は、内容のごく一部を記したものです。詳細は、各自体にお問い合わせください。

No.	市町村名	事業名	事業開始	貸付対象	貸付金額	返還免除要件	道などの奨学金と	
							可否	条件等
1	松前町	松前町医療従事者養成修学資金貸付事業	H11	臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・歯科技工士・保健師・助産師・看護師・准看護師	月額80,000円以内			
8	奥尻町	奥尻町医療職員奨学資金貸付	S49	臨床検査技師、衛生検査技師、診療エックス線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師	5万円/月以内 但し、町長が必要と認める者は10万円/月以内	就学年限2年・・・3年勤務 修学年限3年・・・4年勤務 修学年限4年・・・5年勤務 但し、貸付額の条件によって2年を加算する。		
16	黒松内町	黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付事業	H27	准看護師・歯科衛生士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・幼稚園教諭・臨床心理士	在学期間×5万円/月			
33	様似町	様似町医療技術者及び保健師等修学資金貸付	H27	薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・保健師・看護師・准看護師・歯科衛生士・社会福祉士・介護福祉士	月額5万円	町内で就業し、就業した年数によって免除 (1年につき5分の1を免除し、5年間で全額免除)	可能	規程なし
61	礼文町	医療技術者等修学資金貸付事業	S44	診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師養成機関の学生	在学期間月額10万円以内 入学支度金30万円以内	本町において業務に従事した期間が引続き修学資金の貸付を受けた期間に達したとき	可	
62	利尻町	利尻町医療技術者修学資金貸付事業	S43	①診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、歯科衛生士 ②保健師、助産師 ③看護師、准看護師	①③在学期間中 6万円/月 ②在学期間中 7万円/月	養成所を卒業後1年以内(公的医療機関等の都合により勤務できない場合は2年以内)に町内の公的医療機関等に従事し、修学資金の貸付を受けた期間に達したとき。ただし、貸付を受けた期間が3年に満たない場合は3年。	可	なし
63	利尻富士町	医療技術者等修学資金貸付	S45	保健師、看護師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士	在学期間 月額10万円以内 入学支度金 50万円以内	養成機関卒業後3年以内に医療技術者等として本町(看護師にあっては、本町又は町長が認める島内医療機関)において業務に従事した場合において、その業務に従事した期間が引続き貸付期間に達したとき。	可	要相談
				歯科衛生士、介護福祉士、社会福祉士	在学期間 月額7万円以内 入学支度金 30万円以内			
81	浜中町	浜中町看護師等修学資金貸付事業	S52	看護師、准看護師、保健師、助産師及び歯科衛生士	看護師、保健師、助産師及び歯科衛生士・・・月額80,000円以内 准看護師・・・月額40,000円以内	養成機関卒業後1年以内に町看護師等として勤務し、期間が3年に達したときは償還を免除する。また、1年以上の期間勤務した場合、償還金の一部を免除することができる。	可	
85	白糠町	白糠町保健医療従事者奨学資金貸与	H3	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士	月額 20,000円から40,000円 職種により異なる	教育機関を卒業後、直ちに保健医療従事者として町に勤務し、その勤務期間が1年6月以上の期間在職したとき、貸与を受けた修学資金の返済債務に相当する額を免除。	可	規定なし

【設問4】市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

(1) 補助金、負担金等

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
1	札幌市	口腔医療センター運営費補助	S48	夜間における救急歯科医療及び心身障がい者に対して歯科医療を実施する札幌歯科医師会口腔医療センターの運営にかかる補助金の交付。
		未就業歯科衛生士復職支援事業	H25	離職等により就業していない歯科衛生士のうち、復職を目指す者を対象として行う研修を実施にかかる補助金の交付。
36	泊村	村立歯科診療所運営費補助金	H5	運営の安定化を行うため
40	北竜町	町立歯科診療所運営助成	H28	町立歯科診療所の運営に対し、光熱水費負担金と歯科衛生士等に係る人件費を運営負担金として支払う。
		町立歯科診療所運営助成	R2	北空知歯科医師会連絡協議会負担金の町立歯科診療所分に対する負担をしている。
44	苫小牧市	苫小牧歯科医師会休日診療事業補助金	H23	休日の歯科診療を確保するため、歯科医師会に対し休日診療事業の運営費として補助を行う。
51	旭川市	歯科医療従事者養成事業費補助金	R2	旭川歯科医師会が実施する在宅歯科・摂食嚥下リハビリステーションなど、より専門的な技術を持つ歯科医療従事者を養成する事業に対する補助
56	音威子府村	補助金	H1以前	診療所救急診療運営助成、診療所管理運営助成、歯科医院運営助成、及び診療所代替医師招へい
81	西興町	西興部歯科診療所運営交付金	H1	歯科診療所の経理状況に基づき、運営費の一部を補助。
82	雄武町	雄武町医療機関等支援金交付事業	R3	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が特に大きい、町内の診療所、調剤薬局、歯科医院に対し、感染拡大防止対策等を実施する医療機関等の安定的な事業運営に向けた支援
83	上士幌町	医療施設等支援対策事業	H9	病院・診療所・歯科医院の施設・設備の整備に対して補助を行う。
89	釧路市	阿寒湖畔歯科診療所運営補助事業	H24	阿寒湖温泉地区は観光業が主要産業であるにも関わらず、市街地や近隣の市町村から約45km離れているという地理的条件があり、また近年は人口が減り続けているため、安定した運営を維持するために運営費の一部を補助する。
92	鶴居村	歯科診療所経営安定化補助金	H19	公設民営形態である歯科診療所の経営安定化を図るための補助事業

【回答一覧】 (4)市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

2. 医師招聘等事業

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
21	留寿都村	歯科診療所歯科医師確保事業	H30	留寿都歯科診療所（公設民営）の歯科医師の確保のため、歯科医師給与の上乗せ分として月額10万円を事業主に補助する。

【回答一覧】 (4)市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

4. 住宅確保等

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
10	島牧村	医師住宅の確保	H10, H18	医師用住宅2棟・歯科医師用住宅1棟を建築。
12	留寿都村	歯科診療所医師住宅確保事業	H12	留寿都歯科診療所に勤務する歯科医師用住宅を無償で貸し付けている。平成12年度に1戸新築した。
42	幕別町	賃借住宅借上げ	H30	忠類歯科診療所の歯科医師向けに民間の賃借住宅を借り上げる。

【回答一覧】 (4)市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

6. 医療従事者に対する貸付金、給付金等

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
23	利尻富士町	利尻富士町医療技	H29	医療技術者等が当町職員として勤務した者に対し就労奨励金を交付 交付対象：3年以上業務に従事する者 修学資金条別による貸付を受けていない者 交付金額：医師、歯科医師 500万円 保健師、看護師等 100万円 歯科衛生士、介護福祉士等 50万円 (50歳以上の者は1/2)
26	美幌町	医療従事者就業支	H25	医療従事者（看護師・薬剤師・理学療法士・歯科衛生士等）が町内の医療機関等に就職した場合に就業支援補助、住宅準備補助を行う。

【回答一覧】 (4)市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

7. 会議、意思疎通等

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
2	札幌市	札幌市医師会、歯科医師会との意見交換会	-	次年度予算や事業計画等に関して、札幌市医師会及び札幌歯科医師会との意見交換会。
3	当別町	当別町医師懇談会、歯科医師連絡会	-	町長をはじめ関係する担当職員との事業報告や情報交換等の懇談を行う。
11	安平町	医療懇談会	H18	年1回、町理事者と町内医療機関（内科・歯科）の院長が懇談を実施しています。 ※経費→報償費（出席医師2,000円/1名あたり）
13	旭川市		-	次年度予算や事業計画等に関する旭川歯科医師会との意見交換会。（新型コロナウイルス感染症の影響により休止中）
13	旭川市	旭川歯科医師会との意見交換会	R2	新型コロナウイルス感染症状況・課題等に関する基幹病院・医師会、自衛隊等との意見交換会。（毎月開催）
16	中川町	地域医療意見交換会	-	町立診療所・歯科診療所の院長及び職員と、町長・職員で定期的な情報交換会を実施
24	音更町	音更町医療懇談会	H8	町長や職員と、町内医療機関の医師、歯科医師及び薬剤師との懇談会を実施。
		音更町医療・介護連携推進会議	H29	職員と町内医療機関の医師、歯科医師、薬剤師及び町内介護事業所職員とのケア会議を実施。

【回答一覧】 (4)市町村において、独自に取り組んでいる地域医療を支える取組等について

8. 他の市町村との連携

No.	市町村名	事業名	開始年度	事業内容
15	新冠町	-	-	日高医師会負担金、日高歯科医師会負担金、道市町村保健活動連絡協議会負担金、日高地方精神保健協会負担金、道精神保健協会負担金

【回答一覧】 【設問5】 今後、実施を予定している「地域医療を支える取組」について

No.	市町村名	実施時期	開始年度	実施内容
12	深川市	-	-	○ホスピタル・フェア（市立病院と市民等の交流事業） 病院の資産（職員・設備等）を有効活用し、見て（診て）・聞いて（効いて）・懇談して病院を知っていただくとともに、地域住民の方々をおもてなしする。 ・院内探検ツアー、セラピードッグとの触れ合い、健康・栄養・お薬相談、認知症テスト、血管年齢測定、救急救命講座、自助具紹介、歯科医院によるミニ講座などの実施 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を見合わせている。